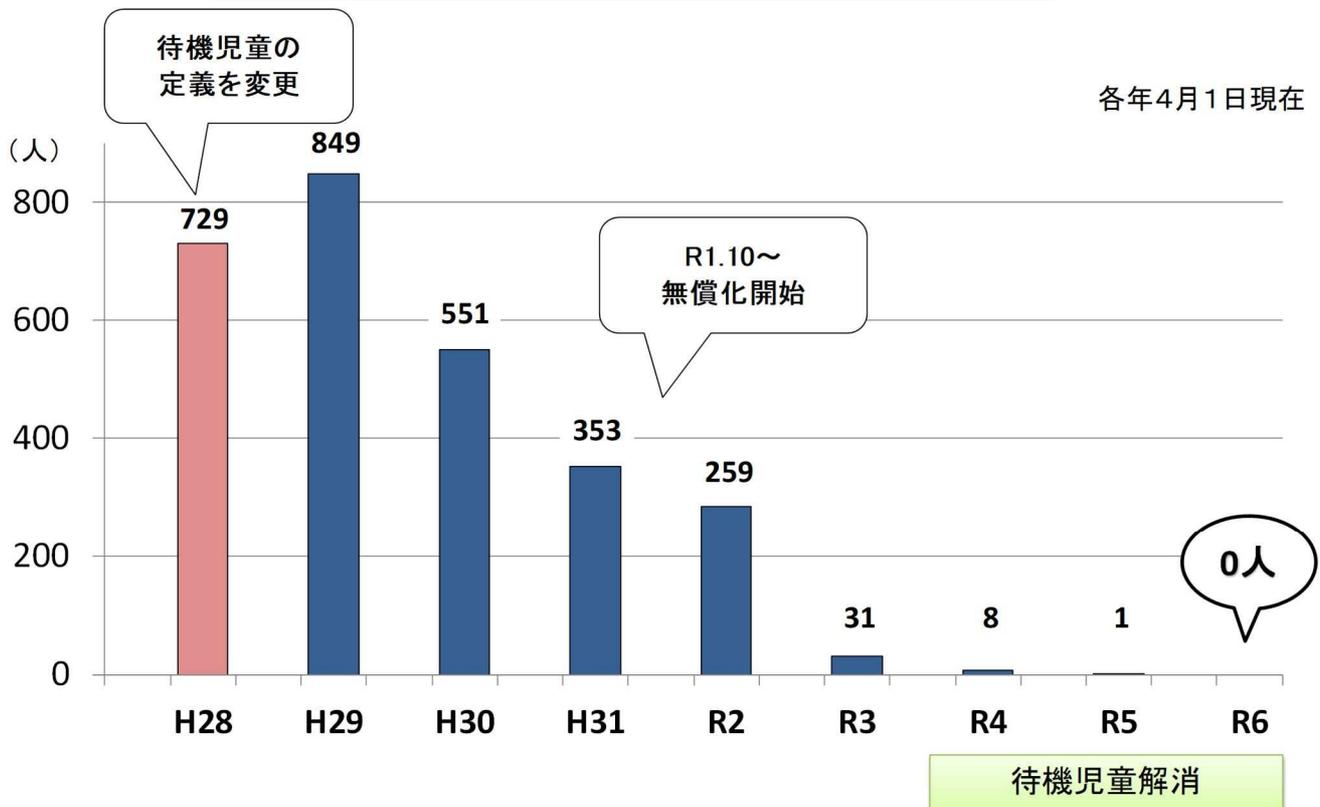


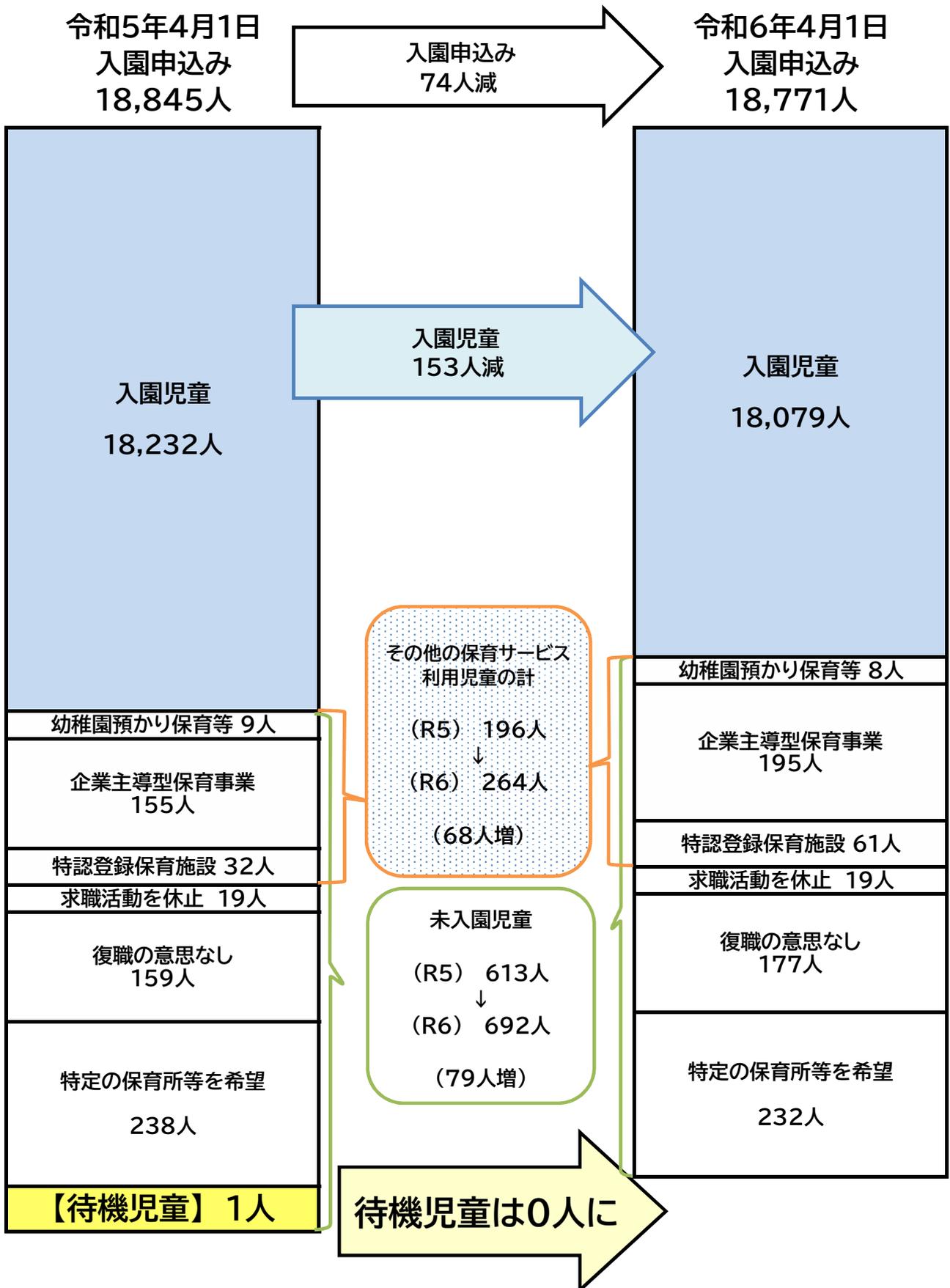
保育園・認定こども園等の入園状況と待機児童数について

令和6年4月1日現在の保育園・認定こども園等の入園状況については、18,771人の入園申込みがあり、18,079人を入園決定した結果、認可保育園等に入れなかった方は692人、そのうち待機児童は0人となりました。

岡山市の待機児童数推移(平成28年度以降)



○岡山市の待機児童数について



令和6年4月の保育園等への年齢別入園調整状況について

1 申込状況について

	令和6年4月	令和5年4月	増減
申込児童数	18,771人	18,845人	▲74人
<内訳>			
入園児童数	18,079人	18,232人	▲153人
未入園児童数	692人	613人	79人
待機児童数	0人	1人	▲1人

2 就学前人口・申込児童の年齢別内訳

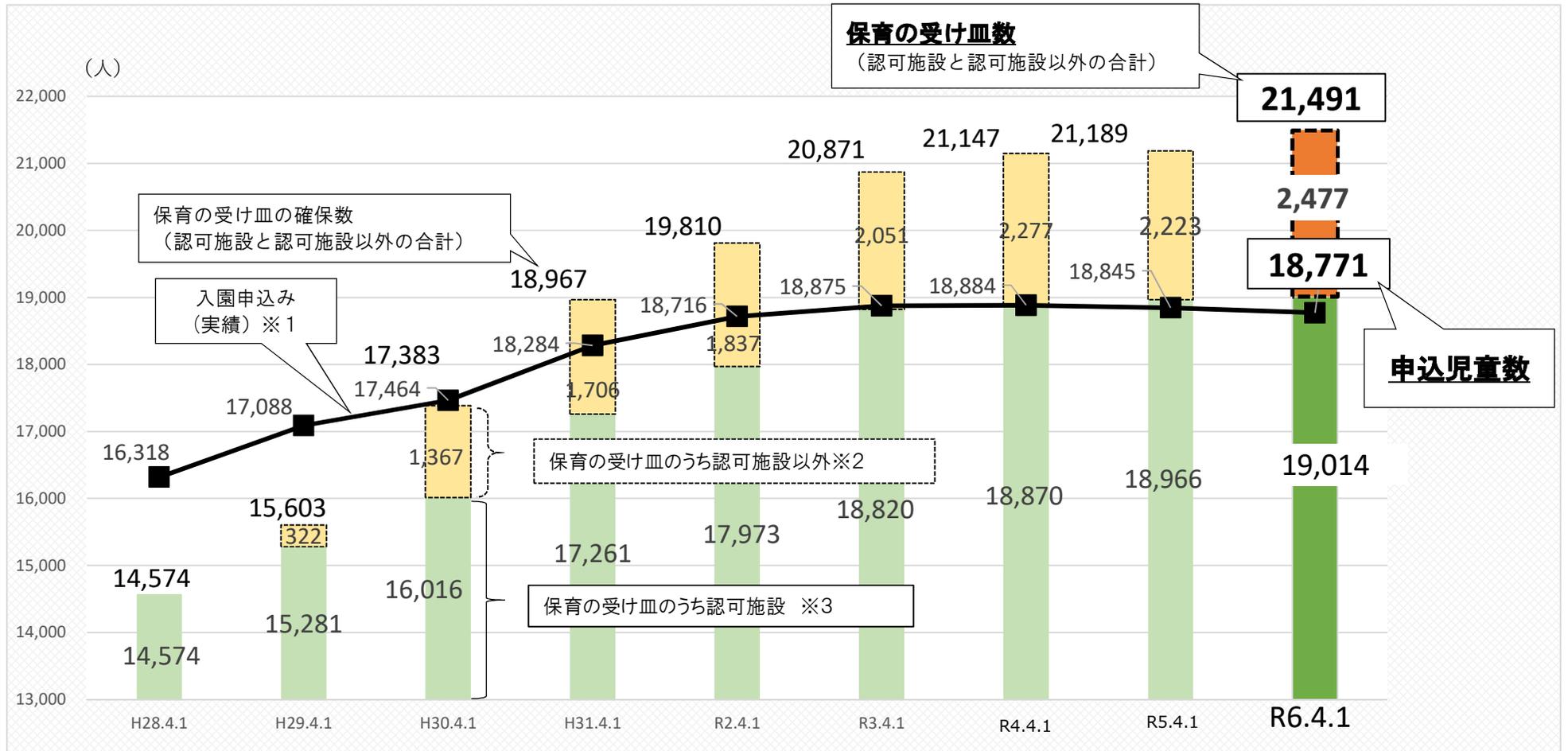
年齢	就学前人口			申込児童数		
	令和6年4月	令和5年4月	増減	令和6年4月	令和5年4月	増減
0歳児	4,689人	5,110人	▲421人	1,096人	1,144人	▲48人
1歳児	5,131人	5,273人	▲142人	3,314人	3,297人	17人
2歳児	5,240人	5,274人	▲34人	3,563人	3,455人	108人
3歳児	5,216人	5,458人	▲242人	3,505人	3,577人	▲72人
4歳児	5,420人	5,669人	▲249人	3,619人	3,644人	▲25人
5歳児	5,643人	5,957人	▲314人	3,674人	3,728人	▲54人
合計	31,339人	32,741人	▲1,402人	18,771人	18,845人	▲74人

3 入園児童・未入園児童年齢別内訳

年齢	入園児童数			未入園児童数		
	令和6年4月	令和5年4月	増減	令和6年4月	令和5年4月	増減
0歳児	1,009人	1,068人	▲59人	87人	76人	11人
1歳児	2,962人	2,987人	▲25人	352人	310人	42人
2歳児	3,414人	3,338人	76人	149人	117人	32人
3歳児	3,437人	3,497人	▲60人	68人	80人	▲12人
4歳児	3,593人	3,621人	▲28人	26人	23人	3人
5歳児	3,664人	3,721人	▲57人	10人	7人	3人
合計	18,079人	18,232人	▲153人	692人	613人	79人

入園申込みと保育の受け皿確保の推移

こども園推進課・就園管理課



※1 入園申込み(実績):各年4月1日現在

※2 保育の受け皿の確保実績のうち企業主導型保育事業、特認登録保育施設、幼稚園預かり保育等

※3 保育の受け皿の確保実績のうち認可保育所及び認定こども園(2・3号認定こども)

保育所等入園申込児童数の推移(平成28年度～令和6年度)

(単位:人)

年度(4月1日現在)		H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
認可 保育 施設	就学前児童数(A)	38,708	38,182	37,581	36,806	36,062	34,924	33,710	32,741	31,339
	入園申込児童数(B)	16,318	17,088	17,464	18,284	18,716	18,875	18,884	18,845	18,771
	利用定員数	14,574	15,281	16,016	17,261	17,973	18,820	18,870	18,966	19,014
	受入児童数(C)	14,975	15,593	16,017	16,817	17,330	18,039	18,256	18,232	18,079
	(B)-(C) (未入園児)	1,343	1,495	1,447	1,467	1,386	836	628	613	692
その他の保育サービス 利用児童の計※		—	※ 95	※ 298	※ 386	※ 360	※ 211	※ 197	※ 196	※ 264
待機児童数		729	849	551	353	259	31	8	1	0
認可 保育 施設	申込率 (B/A)	42.2%	44.8%	46.5%	49.7%	51.9%	54.0%	56.0%	57.6%	59.9%
	入園申込児童増加数	865	770	376	820	432	159	9	▲ 39	▲ 74
	利用定員増加数	527	707	735	1,245	712	847	50	96	48

注) 待機児童数は、未入園児童数の内数。

※ 未入園児童のうち、幼稚園等での預かり保育等、企業主導型保育事業及び特認登録保育施設を利用する児童数。

待機児童のカウントから除く。(国の定義)

保育利用調整基準の見直しについて

1 概要

きょうだい同園を利用しやすくなるよう保育利用調整基準^(※1)の見直しを行うもの。また、その他所要の変更を実施するもの。

(※1)保育利用調整基準 … 認可保育施設の申込をされた児童について、保育の必要性が高い順に利用調整を実施する基準を定めたもの。保護者の保育の必要性(基礎点数)及び入園を優先すべき事由(調整点数)の合計点数により、調整を実施する。

2 見直しの背景

平成28年度以降多くの待機児童が発生していたため、入園できる環境の整備を最優先に対策してきた。その結果、令和4年度からは待機児童が一桁となり、令和6年度はゼロとなった。待機児童解消の保育環境は維持できており、保護者ニーズにも対応できる段階となった。

そこで、育児負担軽減等を目的とし、きょうだい同園を利用しやすくなるよう保育利用調整基準の見直しを実施する。

3 保育利用調整基準の見直し内容(案)

(1) きょうだい同園利用

No.	調整区分	変更前点数	変更後点数	変更の趣旨
1	きょうだい (同時申込、兄姉が在園している園への申込)	1点	3点 (+2点)	きょうだいができるだけ同園を利用できるよう加点を変更
2	育児休業明け (兄姉が在園している園への申込)	10点	8点 (▲2点)	自園保育士加点とのバランスを保つため、No.1とNo.2の合計点数を現行と同じ11点に調整

(2) 社会的養護(児童虐待)

調整区分	変更前点数	変更後点数	変更の趣旨
社会的養護	10点	20点 (+10点)	最優先で入園すべき児童が必ず入園できるよう変更

(3) 地域型保育事業^(※2)卒園児

地域型保育事業を利用しており、年齢到達により転園申込を行う場合の調整点数を変更する。

(変更の趣旨)

地域型保育事業の連携施設^(※3)の確保に係る経過措置が令和 6 年度末で終了するため、連携施設の有無の区分を廃止するもの

【変更前】

調整区分	点数
連携施設が <u>ある</u> 地域型保育事業を利用 (連携施設 <u>以外</u> の施設に申込)	2点
連携施設が <u>ない</u> 地域型保育事業を利用	5点



【変更後】

調整区分	点数
地域型保育事業を利用	2点

(※2)地域型保育事業 … 小規模な人数での保育を実施しており、原則として満3歳未満が利用できる施設。満3歳になると転園申込を行う。連携施設を確保しておく必要がある。

(※3)連携施設 …………… 地域型保育事業に対して、保育内容の支援、職員不足時の代替保育の提供、地域型保育事業卒園後の受け皿になるなどの連携を行う施設

4 保育利用調整基準の改正時期

令和7年度4月入園の利用調整より

保育利用調整基礎点数表等

◎「保育の必要性」の事由の区分による点数表（基礎点数表） ※保護者それぞれ10点が満点

区分	類型	保護者の状況（細目）		基礎点数
1 ※1	就 労	被雇用者 自営業 農 業	月140時間以上の勤務を常態としている場合	10
			月120時間以上の勤務を常態としている場合	9
			月100時間以上の勤務を常態としている場合	6
			月80時間以上の勤務を常態としている場合	5
			月48時間以上の勤務を常態としている場合	4
		内 職	月120時間以上の勤務を常態としている場合	5
			月60時間以上の勤務を常態としている場合	3
			月48時間以上の勤務を常態としている場合	2
2	妊娠・出産	出産予定日の前6週（多胎の場合前14週）から産後8週の期間を含む月単位の期間にある場合		8
3	疾 病 ・ 負 傷 ・ 障 害	疾 病 負 傷	1か月以上の入院もしくは入院見込み、常時臥床の場合	10
			居宅内療養 (1か月以上)	安静を要すると診断された場合又は、日常生活に支障があり、家庭での保育が困難な場合
		週3日程度の通院加療等が必要な場合		4
	障 害	「身体障害者手帳1～2級所持」、「聴覚障害者2～3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳1級所持」、「療育手帳A所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合	10	
「身体障害者手帳3級所持」、「聴覚障害者4級所持」、「精神障害者保健福祉手帳2級所持」、「療育手帳B所持」、「介護保険の要介護度が1～2」のいずれかに該当する場合		6		
「身体障害者手帳4～6級所持」、「精神障害者保健福祉手帳3級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合		3		
4	同居親族等の 介護又は看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合		区分1を準用
5	災 害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		10
6	求職中	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合		1
7	就学等	就 学	就学のため、保育することができない場合※2	区分1を準用
		職業訓練	職業訓練を受けるため、保育することができない場合	区分1を準用
8	社会的養護	社会的養護の必要がある場合		10
9	育児休業中	育児休業期間中に保育施設等を引き続き利用することが必要と認められる場合※3		10
10	その他	育児休業復帰予定	育児休業復帰予定月の前月以降3か月以内である場合	区分1を準用
		採用（起業、就学）予定	採用（起業、就学）予定月の前月以降3か月以内である場合	区分1から1点減じたものを準用
		別居の親族等の 介護又は看護	別居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合で、区分4と同等であると認められる場合	区分1を準用
		不存在※4	死亡、離婚、行方不明、拘禁等	10
		育児休業取得前に既に保育施設等を利用しており、次年度に小学校への就学を控えている年度中に職場復帰する場合		復帰時の状況により 区分1を準用
		前各号に掲げるもののほか、市長が特別に認める場合		

※1 区分1については、法定の休憩時間を除いた所定労働時間（自営業等の方も準じて除きます）により判断します。

※2 時間の制約がない自宅で行う通信教育は除きます。

※3 既に保育施設等を利用している児童が、次年度に小学校への就学を控える場合、又は育児休業に係る児童が満1歳になる月の末日までの場合となります。

※4 区分10のうち「不存在」は、離婚等によりひとり親であることを認定した場合に点数付与するために設けた項目であり、「保育の必要性」の事由ではありません。

◎「優先利用」の区分による点数表（調整点数表）

調整点数表において、同時に複数の項目に該当する場合は、該当するもの全てを加（減）算したものを世帯の調整点数とします。また、1つの区分において同時に複数該当する場合は、該当するものうち最も点数の高いものを加算します。なお、基準を判断するための書類が提出されていない場合は、適用されません。

区分	類型	状況	点数	
A	ひとり親世帯	児童が母又は父のみに養育されている場合	3	
B	生活保護	経済的自立のため緊急に就労を要する場合	1	
C	失業	生計中心者が利用希望日の前1年以内に離職しており、就労の必要性が高い場合	2	
D	社会的養護	社会的養護の必要がある場合	1~10	
E	障害	障害児保育拠点園の利用を希望する3歳以上児について、保育観察を受けた結果、障害児保育拠点園の利用がより適切であると判断された場合	5	
		保育施設等の利用を希望する児童が障害を有する場合	1	
F	育児休業明け ^{※1}	①兄又は姉が育児休業中（区分9）により継続利用しており、育児休業にかかる児童が兄又は姉と同じ保育施設等に育児休業復帰予定（区分10）で利用申込みする場合 ^{※2}	10	
		②保護者が育児休業（または産前産後休暇）から復帰するため、一度退園した児童が同じ保育施設等を利用申込みする場合及び育児休業にかかる児童が当該児童と同じ保育施設等を利用申込みする場合		
		上記以外の場合（産前産後休暇後すぐに復帰する場合を含む）	1	
G	きょうだい	きょうだい（多胎で生まれた児童や、1号認定を受けた兄弟が認定こども園を利用している場合を含む）が同一の保育施設等の利用を希望する場合 ^{※3}	1	
H	地域型保育事業利用終了児	連携施設がない地域型保育事業を利用しており、年齢到達により認可保育園又は認定こども園の利用を希望する場合 ^{※4}	5	
		連携施設がある地域型保育事業を利用しており、年齢到達により連携施設以外の認可保育園又は認定こども園の利用を希望する場合	2	
I	同居の祖父母	65歳未満（昭和35年4月2日以降生まれ）の同居祖父母で、基礎点数表の区分1~5、7~10に該当しない場合	各-3	
J	保育士等	保育士証を持つ保護者が、保育に従事するために自身が就労中又は就労（復職）予定の市内の保育施設等（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業）に児童の入園を希望し、右記の勤務を常態としている場合	月80時間以上	10
			月48時間以上80時間未満	5
		上記以外で、保育士証を持つ保護者が、保育に従事するために市内の保育施設等（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業）に就労中又は就労（復職）予定で、右記の勤務を常態としている場合	月80時間以上	5
			月48時間以上80時間未満	3
K	保育利用申込書の「育児休業の延長が可能で、利用調整において合計点数1点になるまで減点となることに不服はない」にチェックをつけた場合、合計点数を1点となるまで減点する。 ^{※5}			

※1 区分10（育児休業復帰予定）で利用申込みした児童が、利用不可となった後も継続して利用申込みを行っている場合は、その利用申込みの途中で保護者が職場復帰したとしても、保育施設等の利用が開始されるまで、当初の利用希望月の属する年度に限らず翌年度以降も適用されます。また、きょうだいが在園している場合、申込み期間中のきょうだいの保育の必要量（利用時間）は、育児休業にかかる児童が入園するまでは保育短時間になります。

※2 育児休業復帰（産前産後休暇後すぐに復帰する場合を含む）の際に、育児休業にかかる児童が兄又は姉と同じ保育施設等の受入月齢等に達していないため利用申込みができず、後に受入月齢等に達する月に利用申込みする場合も含まれます（ただし、達する月に利用申込みをしていない場合は除く）。

※3 きょうだいが一人でも利用不可となる場合又はきょうだい別々の保育施設等で内定となる場合は適用されません。

※4 連携施設のある事業所内保育事業の従業員枠を利用している児童が、連携施設を申し込む場合も含まれます。

※5 利用調整の結果、内定となる場合があります。その場合、不可通知は発行されません。通常の点数での調整に変更を希望する場合には、変更届を提出し手続きを行う必要があります。きょうだいが在園している場合、申込み期間中のきょうだいの保育の必要量（利用時間）は、保育短時間になります。

◎ 基礎点数及び調整点数の合計点が同じになった場合の優先順位表（同点時基準表）^{※1}

順位	状況	順位	状況
1	希望順位が高い世帯	5	保育料等の滞納がない世帯 ^{※2}
2	希望施設で就労（予定）している保護者がいる世帯	6	利用者負担額表の階層が低い世帯
3	調整点数表の区分J（保育士等）を適用された世帯	7	所得が低い世帯 ^{※3}
4	基礎点数が高い世帯		

※1 基準を判断するための書類が提出されていない場合は、適用されません。

※2 滞納の保育料等が6か月分以上あり、かつ納付の相談がない世帯又は、滞納の保育料等の納付約束を履行しない世帯は、適用されません。

※3 順位7の基準となる保護者の所得は、4~8月の保育利用調整の場合は令和5年度課税所得（令和4年分所得）、9月以降は令和6年度課税所得（令和5年分所得）を基準とします。